

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮			
税 目	所得税、法人税			
要 望 の 内 容	<p>現行 17 年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を実態に合わせ短縮する。</p> <p>※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」中、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数 17 年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、法定耐用年数を短縮する。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1482 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1219 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 875 1482 969">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 廃棄物処理業用設備について、その実態に見合った法定耐用年数を設定することにより、廃棄物処理業者の安定的な経営を通じた廃棄物の適正処理を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 廃棄物処理業用設備（パワーショベル等）については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数（17 年）を待たずして、早期に更新されているのが現状である。そのため、法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、実態に合った減価償却が困難な状況にあり、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害され、ひいては、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがあることから是正が必要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
		政策の達成目標	廃棄物処理業における必要な処理施設・設備の整備・更新のための安定的な経営を確保することで、廃棄物の適正処理を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	恒久 —
	有 効 性	政策目標の達成状況	廃棄物処理施設数は年々減少傾向にあり、廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理業者における設備の計画的な更新や新たな設備投資のための環境を整備する必要がある。
		要望の措置の適用見込み	約 9500 事業者
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	実態に見合った法定耐用年数を設定し、事業者への過度な負担とならないようにすることにより、必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開に向けた基盤、ひいては廃棄物の適正処理が確保されることから、有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を改正することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度税制改正要望にて、同様の要望を行った。	